

太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務

今回のテーマ： パーシャルスピノフ制度（令和5年度税制改正）

はじめに

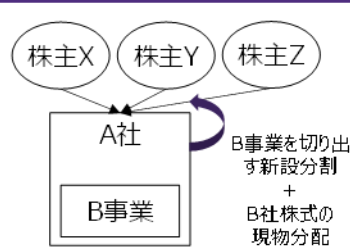
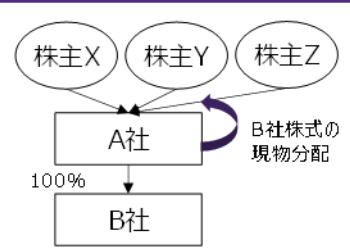
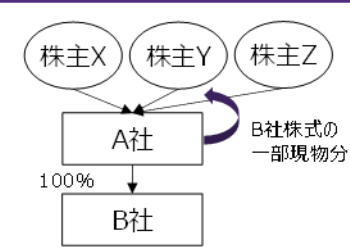
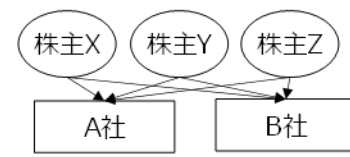
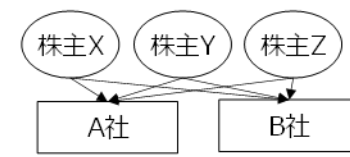
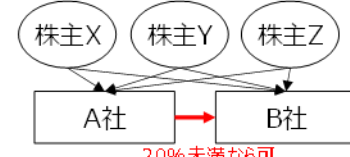
平成29年度税制改正において、適格組織再編の新類型としてスピノフ税制が創設されました。スピノフは自社内の特定の事業部門又は子会社を切り出し、独立させるものであり、独立した会社の株式は元の会社の株主に交付されることとなります。スピノフによる効果として、一般的に、(1) 経営の独立（事業の選択と集中、両社が中核事業に専念）、(2) 資本の独立（上場による資金調達・中核事業を軸とした成長投資）、及び(3) 上場の独立（企業価値の向上）、が期待されています。

しかし、スピノフ税制が整備されたものの、日本におけるこれまでの実績は株式会社コシダカホールディングスによるフィットネス関連事業を分離（株式会社カーブスホールディングスのスピノフ）した事例の1件にとどまっています。

一方、2022年11月28日、政府は第13回新しい資本主義実現会議において「スタートアップ5か年計画」を決定しました。そこでは大規模なスタートアップの創出に乗り出す構えを見せており、「大企業が有する人材、技術の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出の観点からはスピノフの促進が重要である」ことから、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とする」ことが明記されました。

このような背景から、令和5年度税制改正において、元親会社に一部（20%未満）持分を残すスピノフ（パーシャルスピノフ）についても一定の要件を満たせば株主等に対する課税を繰り延べる特例措置が創設されました。ただし、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間の期限付きの措置とされており、スタートアップ育成5か年計画元年における利用実績に基づき、今後の制度恒久化が検討されることが予想されます。

図1 スピノフ税制の3類型（赤枠：パーシャルスピノフ）

	特定の事業のスピノフ (新設分割+現物分配)	完全子会社のスピノフ (現物分配)	元親会社に一部持ち分を残す スピノフ(現物分配)
根拠法	法人税法	法人税法	租税特別措置法
現物分配前			
現物分配後			
資本関係	<ul style="list-style-type: none"> • A社を支配する者がおらず、分配後にB社を支配する者がいないと見込まれること • A社はB社株式全てを分配すること 	<ul style="list-style-type: none"> • A社を支配する者がおらず、分配後にB社を支配する者がいないと見込まれること • A社はB社株式全てを分配すること 	<ul style="list-style-type: none"> • A社を支配する者がおらず、分配後にB社を支配する者がいないと見込まれること • 分配後もA社はB社株式を20%未満まで所有可能

パーシャルスピノフ税制とは

- 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当(*1)として行う現物分配で、完全子法人株式が移転するものをいいます。
 - 法人税法上の株式分配（現行制度）は完全子法人株式の全部が移転する必要がありますが、その要件が緩和されました（現物分配の直後における現物分配法人が有する完全子法人株式の数が発行済み株式総数の20%未満となること）。
 - 上記のうち、後述する適格要件を満たすものが適格株式分配に該当します。
- *1 特定剰余金配当：剰余金の配当で、配当財産が産業競争力強化法による事業再編計画の認定を受けた事業者の関係事業者（子会社など）の株式等であるもの。
- パーシャルスピノフに係る税制適格要件は以下の通りです。

図2 税制適格要件（租税特別措置法と法人税法の比較）

適格要件	租税特別措置法による株式分配 (新設)	法人税法による株式分配 (現行制度)
株式のみ按分交付要件	完全子法人株式または分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること	同左
分配する株数の要件	現物分配の直後に現物分配法人が有する分割承継法人または完全子法人の株式の数が発行済み株式の総数の 20%未満となること	現物分配法人が有する分割承継法人株式または完全子法人株式の 全てを交付すること
非支配継続要件	株式分配の直前に現物分配法人に他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後に完全子法人に他の者による支配関係があることとなると見込まれていないこと	同左
特定役員引継要件	株式分配前の分割法人または完全子法人の特定役員の全てが当該株式分配に伴って退任するものではないこと	同左
主要資産/負債引継要件 ※特定の事業のスピノフのみ	分割法人の分割事業に係る主要資産負債が分割承継法人に移転していること	同左
従業者引継要件	分割事業または完全子法人の従業者のおおむね 90%以上 がその業務に引き続き従事することが見込まれていること	分割事業または完全子法人の従業者のおおむね 80%以上 がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
主要事業継続要件	分割事業または完全子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれること	同左
その他	その認定に係る関係事業者または外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、または付与される見込みがあること等の要件を満たすこと	N/A（現行制度にはない新規の要件）

産業競争力強化法による事業再編計画の認定

- パーシャルスピノフの適用に必要となる産業競争力強化法の事業再編計画の認定は、事業者が生産性向上を目指し事業再編を行う取組みに対して事業所管大臣が認定するものであり、パーシャルスピノフ税制に限らず、各種税制優遇や金融支援等の支援措置の適用を受ける場合にも用いられる制度です。
- 具体的な再編計画の認定要件は以下の通りです。

図3 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件

要件	内容
計画期間	3年以内（大規模な設備投資を行うもの限り5年）
生産性の向上 （事業部門単位）	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC(投資資本利益率) 2%向上 ②固定資産回転率（有形固定資産+ソフトウェアの回転率） 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 6%向上
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債/キャッシュフロー ≤ 1.0倍 ②経常収入 > 経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	関係事業者(*1)または外国関係法人(*2)の株式等の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により配当を行う事業者の関係事業者、外国関係法人でなくなる場合に限る）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

- また、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた場合には、上記のほか、以下の特例措置を活用することも可能となります。
 - 会社法上、スピノフは現物配当に該当するため株主総会特別決議が必要であるが、特例措置では実施手続の簡略化が可能（取締役会決議又は株主総会普通決議）
 - 会社法上、スピノフを実施した取締役等は欠損填補責任を負うが、特例措置では悪意・重過失があった場合に限り同責任を負うことと責任の範囲を限定

おわりに

- 東芝が発表したスピノフを活用した3分割案（2021年11月発表、翌年3月株主総会にて否決）、セブン&アイ・ホールディングスによるスピノフの検討（2023年4月6日発表）など、必ずしも税制の後押しによることだけを理由とするものではありませんが、パーシャルスピノフも念頭においたスピノフ税制の検討・活用が増える可能性が考えられます。
- スピノフは、株式の流動性の確保のため、スピノフされた会社の上場を前提とする制度になります。スピノフを検討する際は、税法だけではなく、会社法、金融商品取引法など様々な法規制を考慮した検討が必要となります。経済産業省産業組織課がスピノフの活用に関する手引を公表しており、各種Q&Aやスピノフの想定スケジュールが例示されていますので、参考資料としてご紹介致します。

「スピノフ」の活用に関する手引（令和4年9月 経済産業省 産業組織課）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220916005/20220916005-1.pdf>